

糸魚川市希少野生動植物保護条例素案の概要

1 条例制定の背景

- ・野生動植物は、様々な人間活動の影響を受けて絶滅していった種があるとともに、現在、絶滅の危機に直面している種が存在する。
- ・絶滅の危機に直面している野生動植物は、その希少性の高さから高値で取り引きされる傾向にあり、インターネットでも販売され乱獲による絶滅の危険が、より高まってきている。
- ・国、県、隣接地域では、希少野生動植物の保護のための法律や条例が制定され、保護対策が推進されている。
- ・当市では条例が制定されていないため、商品価値がある種の捕獲又は採取の穴場になっており、マニア等による乱獲が起こる可能性がある。
- ・国県で保護されている種以外にも、当市にとって貴重な種が存在しているため、当市の実情を踏まえた保護施策を実施することが求められている。

2 条例制定の目的

- ・市内に生息・生育する貴重で希少な野生動植物が、市民の貴重な財産であり、かつ、豊かな生活に欠かすことのできないものである。
- ・これら希少野生動物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代へ継承していくことを目的とする。

3 主な内容

(1)種の定義

区 分	定 義
希少野生動植物	次のいずれかに該当するもの (1)その種の存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないもの (2)その種の個体の数が減少しつつあるもの (3)その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの (4)その種の個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの (5)前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの
指定希少野生動植物	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物のうち特に保護する必要があると認める種 ・希少野生動植物種の定義のいずれかに<u>顕著に該当</u>するもの
特別指定希少野生動植物	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物のうち特に緊急に保護する必要があると認める種 ・希少野生動植物種の定義のいずれかに<u>極めて顕著に該当</u>するもの

(2)捕獲罰則

区 分	捕 獲	罰 則
希少野生動植物	規定なし	規定なし
指定 希少野生動植物	届出	規定なし
特別指定 希少野生動植物	原則禁止（許可）	50万円以下の罰金

(3)監視体制

- ・希少野生動植物の保護のため、必要な監視、指導等を行うことを目的として、「希少野生動植物保護監視員」を置くことができる。

(4)選定種

- ・指定希少野生動植物 100種（特別指定希少野生動植物を除く）
ササユリ、エビネ、ゲンゴロウ、ヒダサンショウオ、アカハライモリ 等
- ・特別指定希少野生動植物 57種
ハコネシダ、ギフチョウ、ヒメハルゼミ、ハクバサンショウオ（国指定） 等

4 施行日

令和5年〇月〇日

罰則規定については、令和5年〇月〇日

5 国県と近隣の動向

(1)国の動向

- ・種の保存法 平成5年（1993）4月1日施行

(2)県の動向

- ・新潟県 希少野生動植物保護条例 令和3年（2021）5月1日施行
- ・長野県 希少野生動植物保護条例 平成16年（2004）1月1日施行
- ・富山県 希少野生動植物保護条例 平成27年（2015）4月1日施行

(3)市町村の動向

- ・上越市 自然環境保全条例 平成20年（2008）4月1日施行
- ・妙高市 希少野生動植物保護条例 令和3年（2021）4月1日施行
- ・魚沼市 希少野生動植物保護条例 令和2年（2020）4月1日施行

(4)指定種の数

- ・国 427種
- ・新潟県 19種【国指定を除く】
- ・長野県 80種（うち特別指定20種）【国指定を含む】
- ・妙高市 23種【国指定を含む】